

並木和夫君を偲ぶ

長い間体調を崩され病床に臥せていたとはいえ、年齢的にはあまりに早い逝去であり、周辺の落胆は当然のこととして、並木君本人も残念でならなかったと思う。商法学者としてまだまだ遣り残した研究があったであろうからである。

彼の不在は、慶應の商法学にとっても大きな痛手である。商法学といってもその分野は非常に広い。商法学に含まれるものとして、会社法、商法総則、商行為法、手形小切手法、保険法、海商法などがあるが、最近では金融商品取引法もその重要な一分野を占めるようになってきている。並木君は高島正夫先生の一弟子で、元々は会社法の研究から研究者への道を志すようになったようであるが、かなり若い頃よりこの金融商品取引法（当時は証券取引法と呼ばれていた）に目をつけ、アメリカへの留学を契機に、さらに深くアメリカ証券取引法の研究を行ない、日米比較証券取引法の研究を中心とした多く

の論文を公表するとともに、帰国後慶應義塾においても金融商品取引法の講座をまかされていた。

商法学者にも色々なタイプの者がおり、みな講義に關しては商法の全分野を満遍なくやるものの、自らの研究としては、もっぱら会社法研究だけやる者、手形小切手法研究だけをやる者、保険法研究だけをやる者、あるいは二、三の分野まで器用に研究対象とする者など様々である。並木君は、高島先生の弟子であるというその経歴からも明らかのように、会社法を基礎とした上で金融商品取引法を研究するという手法を若いうちからとっており、金融商品取引法ができる商法学者として、学界から大いに期待される研究者であった。今でもあまり状況の変化はないが、多くの商法学者は金融商品取引法にまでは手が及ばず、なかなかこの法律に精通した商法学者が数少ない状況であったからである。

平成一七年会社法の改正では、会社法の中に金融商品取引法の一部取込がなされ、今年中に目論まれている会社法改正の中間試案でも、さらに会社法と金融商品取引法との融合がなされるべきであるとの提案がされている。その意味でいうと、並木君が元気で研究を続けてきてくれたら、おそらく平成一七年の改正時も、また今回

の改正提案についても大いに意見を述べ、どのような形にせよ改正の大きな原動力となったのではないかと思うと、個人的に残念でならないし、学界にとっても大きな損失であった。

並木君は、慶應義塾の採用年度では私の一年下であるが、年齢的には確か私より三歳年下である（私の採用は二年間の研究生の後であるため）。したがって、彼が大学院の修士課程に入学してきたときには私は博士課程の院生であつたと思われるが、彼の第一印象は、大変頭の切れる、なかなか学問的にはしつこさをもった後輩が出てきたというものであつた。なかなか納得せず、高鳥先生や倉澤先生によく食い下がって質問していた姿が昨日のこのように思い出される。学部生時代からそのような評判があつたという話を聞いたこともあるほど、学問に対して貪欲であつたのであろう。ただ、ほどなくたぶん脳腫瘍だつたと思うが、東大病院で手術することとなり、入院中にお見舞いに行った記憶がある。その後、元気に大学院に復帰され、私の一年後に慶應義塾に採用されることとなるが、なかなかユーモアに富んだ雑談をするなど、商法研究会の中をいつも和ませてくれるような存在であつた。

私の中では、車椅子姿の並木君は薄らいでいる存在でしかない。思い浮かんでくるのは、あの若い大学院生のときははつらつとした彼の姿だけである。実質的にはもっと短くても、三五年近くも商法研究会の中で一緒に勉強してきた仲間の姿として頭に残るのは、病魔に侵されたそれではなく、おそらく一緒に過ごした若いときの姿だけなのかもしれない。

法学部教授 宮 島 司

並木和夫先生

はじめてお目にかかったときには、並木さんは博士課程の学生だった。それから三十年、いつも並木さんには穏やかな優しい笑顔で接していただいた。私は言いたいことをずけずけと口にするタイプなので、礼儀を知らない後輩だと不愉快に思われたことも多かったに違いないのだが、怒ったお顔どころか不機嫌そうなお顔も見受けなかったことがない。

高鳥先生や倉澤先生、米津先生もご存命の頃には、遠慮なされていた面もあるかもしれないが、議論ではご自身の主張を明確に論じて先生方の前で気おくれされるご様子はなかった。商法研究会において倉澤先生をお相手に一步も引かず、「そうですか」と言われつつも、言葉替えながら自説を何度も説明されたこともあった。先生方と議論する並木さんは楽しそうに見えた。

並木さんは、塾の先生方がどのように説明されたかをよく口にされていた。先輩の考えを咀嚼し、進展させる

というのが基本的な研究スタイルのように思えた。三田における学問の伝承を感じる。もともと、三田商法学を意識するというよりも、並木さんにとっては、先輩の考え方を理解しそしてそれに挑戦するという営み自体がとても楽しかったのではなからうか。不器用だけれども、という失礼ではあるが、純粹に研究を楽しんでおられたように思う。

目新しいものを好まれていた。パソコンはいち早く取り入れられていたし、IP電話を初めて見たのは並木さんの研究室であった。「これを知っていますか」と嬉しそうに説明されるのである。そういえば、カード型の印章もそうであった。胸ポケットのカードケースから取り出したカードを書類の上に置くと印影が押されているのである。私が驚いていると、「これは便利ですよ」と嬉しそうにその機能を説明された。少し自慢げであるけれども、控えめで押しつけらしさは全くない。研究室に置かれていた籐の椅子のように品がよいのである。

足の具合はお見かけすると分かるが、長い長い間に徐々にであつたので、心配しながらもご体調を話題にすることができなかったし、ご本人も話題にすることはなかった。それにしても早すぎるお別れであつた。お辛

かっただろうと思う。しかし、並木さん流のダンディズムだったのだろうか、愚痴めいたことは話されなかった。心からご冥福をお祈りいたします。

法学部教授 山 本 爲三郎

つれづれの思い出

同僚の死というのは、やはりこたえるものである。並木さんの訃報に接したのは、二〇一一年の年明けだったが、亡くなられたのは二〇一〇年末だった。その前年の二〇〇九年一〇月には、文学部教授で私と同じ分野（都市・地域社会学）の藤田弘夫教授も亡くなられた。法学学科の並木さんとは、法学部への就職は私が一年後だったが、年齢は一緒の一九五三年生まれであった。就職や年齢が近いと、学務の仕事や役職で一緒にいたり、留学の時期が近かったりと何かと交流が多いものである。亡くなれると、自然と法学部に就職したころのことを思い出す。高島正夫先生や伊東乾先生、石川忠雄先生や十時厳周先生が学部の中樞にいらっしやったころである。

並木さんは、長身でスマート、恰好が良い男性であったが、学生時代に「脳腫瘍」を患ったことがあるとお聞きして、人知れずご苦労があったのだなと思ったものがある。性格は几帳面でまじめ、ある面では融通が利かな

という面もあった。それでも、同僚はいろいろな面で愚痴を言ったり、励ましあったり、細かいところは忘れてしまったが、懐かしい思い出である。

あるとき、並木さんは通信教育部の科目試験監督で大分あたりに行った後、国東半島の石仏の写真を撮ってきた、と言っていた。私もそのような機会に旅をするのが好きなのだが、並木さんにもそのような趣味があったのだな、と思った。並木さんは、朝もやの中にかすかに見える「国東半島の石仏や磨崖仏」を撮影していたようである。並木さんは、日本各地の自然の風景を撮影していたのかもしれない。直接、それらの写真を見せてもらったわけではないが、きれいな写真だったのだろうと思う。ここの十年くらいは、次第に並木さんの体調は優れなくなり、授業も休むようになって、休職状態に至ったようである。研究棟の一階やエレベーターの中などでお会いすることも少なくなっていた。以前は、エレベーターの中などでお会いすると、季節や天気の話から始まって、大学の様子などいろいろな話題が出てきて、降りるチャンスを与えるほどであった。法学部法律学科、政治学科の教員の大半は、研究棟六階と七階に一人部屋の研究室を持っている。授業や研究会、会議などを除くと、

ほとんどは、一人一人の研究室にこもっている。まるで、ホテルのような廊下と個室の連なりである。その意味で、一階の受付とネーム掲示板、メール・ボックスの部屋とエレベーター空間は、三田の教員にとつての「共有空間」「公共空間」でもある。顔を見知っている法学部の教員たちの様子を知るのは、実はエレベーターに乗っているあの短い時間であつたりする。並木さんのご様子にある種の変化を感じ始めたのも、私はあのエレベーターの中だったような気がする。

法学部の同僚、しかも同じ年の同僚を失うことは、本当にさびしい。元気で定年を迎えることを願うなど、就職した三〇年前には思いもよらなかったが、今では痛切に思うようになってしまった。われわれの研究・教育自体は、それぞれの個室で行われる行為のようなもので、同僚と交わることもほとんどない。しかし、廊下で、トイレで、エレベーターでたまに会う同僚、職務上やられる法学部の学務・雑事で出会う同僚たちとは、実は見えない糸でつながっていて、普段意識しない「空気」のような存在でもある。失ってみると、その喪失の大きさに改めて、ぽっかり穴があいたような気がする。並木さんの喪失の後も、ある種の心の空洞を埋めることがで

きないでいる。

商法や法学のことはわからないが、同じ仕事をしてきた同僚の一人を現役で失ったとき、法学部教授会として教授会の席で「黙禱」をささげたことは、印象に残っている。もちろん、時が人の命を追い越してゆくのは仕方がないことで、法学部もどんどん、世代交代を繰り返して、定年、名誉教授の鬼籍が増えていくが、それでも五〇代で亡くなった現職教授はめったにいない。私は、その意味でも並木さんのことを忘れないでいたい。私は、並木和夫さん、安らかに眠りください。合掌。

法学部教授 有 末 賢

同期の友として

昨年一月七日、私は国立市にある並木和夫君の実家を訪れた。その直前の一二月三〇日に他界した並木君の霊前に手を合わせ、彼の冥福を祈るためである。一橋大学のキャンパスから少し入っただけの閑静な住宅街の一角に彼の生家はあった。彼の実の妹さんが出迎えてくださった。庭が広く、周りを緑に囲まれた立派な邸宅であった。並木君は、仲の良い妹さんとこの庭でよく遊んだのではないだろうか、そんな思いがそのとき去来した。並木和夫君と私は同学年で、慶應義塾にも同期で採用された。昭和五十六年、一九八一年のことである。この年に就職したのは、法学部ではわれわれ二人とフランス語の木俣章さんの三人である。並木君は法律学科で商法専門、私は政治学科だったので、大学院時代までわれわれのあいだに接点はほとんどなかった。ただ、並木君は当時法学研究科の大学院生にとつての唯一の投稿可能であった紀要の『法学研究科論文集』にほぼ毎年のように

寄稿しており、私は彼を非常に研究熱心な大学院生だと認識していた。

したがって、彼と親しくなったのは法学部に採用されてから後のことである。幸運なことに、当時は法学部に採用されるとすぐに若手に留学の順番が回ってきた。私のほうが並木君より一カ月生まれが早かったので、先に留学できるという話になり、彼も快く私に順番を譲ってくれた。そのため彼は一年後に留学に出た。私はアメリカのハーバードとミシガンの両大学に留学したが、彼はカリフォルニア大学バークレー校であった。アメリカで直接に会うことはなかったが、連絡だけ取り合っていたのを覚えている。帰国後、アメリカの先進的な商法に触発されたのか、日本の問題点を熱く語る彼の残影が私の脳裏に今でも残っている。

帰国後、われわれは一つの研究室をシェアすることになった。それから数年間同室だったので、一緒になったときはよく学部の話や世間話に花を咲かせたものだった。お互いに気心が知れ遠慮もなかったもので、記憶している限り、一度として気まづくなかったことはなかった。慶應法学会で常磐大学に行った際、帰り道に並木君と西川理恵子さんの三人で潮来を遊覧したことや、日吉の野球部

グラウンドでの教員野球大会に並木君が美人の妹さんを連れてきて話題になったことなどが、今でも楽しい思い出として蘇ってくる。

ただ、一九九〇年代以降になると、それぞれの研究や生活も忙しくなり、学内で会っても挨拶程度となり、会話は減っていった。今でも申し訳ないことをしたと思う点がある。その頃から彼は私にいろいろと話したいことがあったようだが、私が忙しくしていたために彼の話に耳をあまり傾けていなかったことである。彼は大学院時代に生死に関わる病と闘っており、そのときの手術の後遺症で足腰が少しずつおかしくなっていた。公私そして心身ともに苦しい状況が重なっていたときに、同期の友人としてもう少し彼の心の叫びに耳を傾けるべきであった。

二〇〇七年に私が法学部長に就任したとき、並木君の身体は病魔にかなり蝕まれていた。大学には弁護士や妹さんと一緒に車椅子に乗ってタクシードライバーに来ていたほどであった。彼の授業への意志は固かったが、痛々しい姿から様々な意見も私の耳に入ってきた。私は同期の木俣さんに同席してもらって定期的に並木君と面談した。彼は教壇に立ち続ける強い意志をもっていたが、傍から見

ていても相当に困難であり、合意のうえで負担を少しずつ減らしていった。しかしその後も体力は落ち続け、抵抗力もなくなり、残念ながら最後は帰らぬ人となってしまった。

並木和夫君、享年五七歳、ともに迎えるはずであった勤続三十年を目前に先に逝ってしまった。国立の生家の霊前で、私は心の中で生前十分に彼の力になれなかったことを詫びた。そのとき、飾ってあった若い時のイケメン写真が、私に向かってニコツと昔の笑顔を見せてくれたように見えた。

法学部客員教授
防衛大学校長 国分良成

並木和夫先生 略歴

昭和二十八年二月九日

東京都で出生

昭和四七年三月

桐朋学園高等学校卒業

昭和五一年三月

慶應義塾大学法学部法律学科卒業

昭和五三年三月

慶應義塾大学大学院法学研究科民事法専攻修士課程修了

昭和五六年三月

慶應義塾大学大学院法学研究科民事法専攻博士課程単位取得満期退学

昭和五六年四月

慶應義塾大学法学部専任講師

昭和五八年七月

カリフォルニア大学バークレー校留学

六〇年三月

昭和六二年四月

慶應義塾大学法学部助教

平成四年

「会社法・証券取引法の研究」により法学部長賞受賞

平成九年四月

慶應義塾大学法学部教授

平成一〇年四月

慶應義塾大学大学院法学研究科委員

平成二二年二月三〇日

逝去

並木和夫先生 主要著作目録

一、著書

『現代アメリカ会社法』（並木俊守・並木和夫）

（改訂版）

『会社法・証券取引法の研究 アメリカ法を中心として』

『内部者取引の研究』

『市場法説に基づいた証券取引法』

中央経済社 昭和六二年

中央経済社 平成元年

中央経済社 平成三年

慶應義塾大学出版会 平成八年

中央経済社 平成一八年

二、論文

「アメリカにおける自己取引法の発展」

「アメリカにおける経営上の判断の原則 (Business Judgment Rule)」

「イギリスにおける配当規制の発展と実態」

「取締役会の監督権限」

慶應義塾大学大学院法学研究科論文集一二号 昭和五三年

慶應義塾大学大学院法学研究科論文集一三号 昭和五四年

慶應義塾大学大学院法学研究科論文集一四号 昭和五五年

高島正夫編『改正会社法の基本問題』 慶應通信 昭和五七年

- 「アメリカ法における取締役の相違責任の原則」
- 慶應義塾大学法学部編『慶應義塾創立一二五年記念論文集（法学部法律学関係）』昭和五八年
- 「アメリカ合衆国における代表訴訟の現状と課題（一）（二・完）」法学研究五八巻四号五号 昭和六〇年
- 「アメリカの株主有限責任制度」企業会計三八巻一〇号 昭和六一年
- 「株主有限責任の原則の検討―過少資本の問題を中心として―」私法四九号 昭和六二年
- 「株主有限責任の原則の検討―過少資本の問題を中心として―」法学研究六〇巻一二号 昭和六二年
- 「アメリカにおける内部者取引に対する刑事制裁の研究」企業会計四〇巻一一号 昭和六三年
- 「アメリカ合衆国における企業買収規制規定とその問題点」法学研究六二巻三号 平成元年
- 「アメリカにおける内部者取引規制の法理―ChiarellaおよびDirks両事件より―」法学研究六二巻一二号 平成元年
- 「アメリカにおける内部者取引規制の法理―ChiarellaおよびDirks両事件以降―」法学研究六二巻一二号 平成元年
- 慶應義塾大学法学部編『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集 法律学科篇』平成二年
- 「アメリカにおける内部者取引の刑事制裁」平成二年
- 長濱洋一・酒巻俊雄・奥島孝康編『現代企業法の諸相 中村眞澄教授・金澤理教授還暦記念論文集第一巻』平成二年
- 「内部者取引規制の法理」成文堂 平成二年
- 「内部者取引規制の拡大に向けて―内部者取引規制と信任義務―」法学研究六四巻三号 平成三年
- 「証券取引法第一九〇条の二の基礎理論の研究」法学研究六五巻八号 平成四年
- 「内部者取引の民事救済」法学研究六六巻一号 平成五年
- 「内部者取引の民事救済と因果関係」法学研究六六巻三号 平成五年
- 「未決定事実の開示義務―事実の重要性の判断基準―」法学研究六六巻一二号 平成五年

「取締役の第三者に対する責任の消滅時効」

奥島孝康・宮島司編『商法の判例と論理 倉澤康一郎教授還暦記念論文集』 日本評論社 平成六年

「不正流用論 (Misappropriation Theory) の再検討——内部者取引規制の基礎理論の研究——」

法学研究六八巻四号 平成七年

「株券等の大量保有の開示規制とその問題点」

酒巻俊雄・奥島孝康 (著者代表) 『現代英米会社法の諸相 長濱洋一教授還暦記念論文集』 成文堂 平成八年

「予想情報の開示と責任」

法学研究七〇巻一号 平成九年

「不正な証券取引の禁止——証券取引法一五七条一号 (旧五八条一号) の意義と展開——」

法学研究七三巻一二号 平成一二年

「アメリカ会社法における株主至上主義の原則——Smith教授の所説を中心として——」産業経理六二巻一号 平成一四年

三、その他

判例研究 (法学研究、金融・商事判例、ジュリスト、別冊ジュリスト、法学教室)、翻訳、外国論文紹介、判例回顧、商法改正に関する意見など多数。